

名古屋市中村区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年10月 1 日

名古屋市中村区選挙管理委員会委員長 高村 八郎

名古屋市中村区選挙管理委員会規程第 1 号

名古屋市中村区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

名古屋市中村区選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市中村区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「委員長及び委員に異動があったとき、委員長は、直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。」の次に「ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。」を加える。

第25条第 1 項中「区役所の掲示場に掲示して行なう。」を「インターネットの利用により行うものとする。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由によりインターネットの利用により行うことができないときは、区役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。